

第6回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 議事録

日時：平成30年1月15日（月）13：40～14：40

場所：坂出市本庁舎 3階 委員会室

- 1 開会
- 2 議事
(1)「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）」について
- 3 その他
- 4 閉会

【配布資料】

坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）

【当日配布資料】

追加資料1：保険料の算定における介護報酬改定等に係る対応について

追加資料2：保険料試算（参考）

追加資料3：第6章 介護保険事業費の見込みおよび保険料

○事務局 本日出席の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第6回坂出市高齢者福祉計画等策定協議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては、公私共に大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。（委員2名欠席）

それでは議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず事前に送付させていただきました本日の会議次第、続きまして「資料1：坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）」、それと本日机上配布させていただいております「追加資料1：保険料の算定における介護報酬改定等に係る対応について」、続きまして「追加資料2：保険料試算（参考）」、最後に「追加資料3：第6章 介護保険事業費の見込みおよび保険料」となっております。足りないもの等、ございませんでしょうか。

これからの議事進行につきましては、設置要綱に基づきまして会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長 それではこんにちは。早速ですけれども、本日の議題「(1)「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）」について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）」について説明させていただきます。

説明の前に1箇所修正をお願いしたいと思います。素案の100ページをお開きください。「2 計画策定の経過」の下から4段目の平成30年1月15日の内容で「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（案）」になっておりますが、（素案）に修正をお願いいたします。

【資料1説明】

○会長　ありがとうございました。ただいま事務局からいろいろと説明していただきました。本日が最後の委員会ということもありますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。追加資料に関しては、本日委員の皆様も今初めて見ることになるので、後で時間を取りまして、まずあらかじめ送付していただいている素案に関して、ご意見等ございますでしょうか。

私の方から、素案の76ページから始まる介護支援の推進に関しての表ですが、前回いただいたものは、表の中の「2017（H29）年度実績見込み」というところがきれいに納まっていたので、レイアウトを揃えていただければと思います。2017年のところは全部4行になっていると思いますので、そのあたり修正をお願いします。

他に素案に関してコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。またもし何か本日の中でお気づきの点がありましたら、よろしく申し上げます。

続きまして、本日委員の皆様も初めてご覧いただいたであろう追加資料1・2・3。このあたりが保険料の算定等に関することですので、何らかのご意見等ございましたら、お願いいたします。

○委員　すみません。素朴な質問なのですが、国の基準との比較というところで、国の基準と坂出市の基準で差があるのはどうしてかなと思いました。

○会長　前回の資料でしょうか。

○事務局　前回に説明させていただいたのですが、お休みだった委員の方には資料送付だけで終わらせてしまったので不十分だったと思います。説明させていただきます。

実は国の所得段階に関しまして、平成30年4月から所得段階を改正するというので、第6期に関しましては、第7段階と第8段階を隔てる所得額が190万円だったものが200万円、第8段階と第9段階を隔てる所得額が290万円から300万円に変わるということになります。国の方は変わるのですが、本市といたしましては、先程申しました所得段階別加入割合補正被保険者数という第1号被保険者として全体として何人いるかという人数を出さなければなりませんので、それを出すために、坂出市の第6期のままいくのか、変えるのかと

というようなところを考察するために、国の基準と今現在の坂出市の基準で比較いたしました。坂出市の現在の基準のままで計算した場合の保険料月額や、基準額に対する割合などを変えて保険料がどうなるかという試算に関しても、他に3パターンくらいでシミュレーションしましたが、最終的に今現在の坂出市の基準のまま変えないということで結論づけて、前回の委員会の中で皆さんの承認をいただいたところでございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 他にはいかがでしょうか。

○委員 追加資料1の2ページ目の処遇改善に伴う影響額についてですが、10年以上の介護福祉士の月給を8万円程度上げましょうということでお金が出されるわけですね。これに公費が1,000億かかるということですね。だけどそれは直接その人の収入に影響するわけではなく、介護保険に入って、介護保険から出なさいということになるわけですね。

○事務局 委員がおっしゃられました通り、公費1,000億円というのは、当然国、県、市の総額が1,000億円です。先程も説明いたしました通り、介護給付費にしましては、半分が保険料、そのうち23%が第1号被保険者の保険料となっております。国にしましては、介護保険制度の中で加算として、加算となるかどうかはまだはっきりしていないのですが、介護保険サービスとして、この処遇改善を行うというところまでは、国の方で方針を出しておりますので、当然給付費全体、要は保険料のところまで影響してくるものと考えております。

○委員 単純に考えれば、そのまま給料に反映するわけなので、介護保険に入れる必要がないように普通は考えるのですけれども、そういうわけにはいかないわけですか。

○事務局 当初の新聞発表では国が1,000億円程度を、そういったかたに給付するというような報道のされ方をしたので、私といたしましても、そのように考えていたのですが、その後の細かい続報等を見ておりますと、国の方はあくまで介護保険制度の中でということを考えているようでございます。そうなりますと、そのような財源内訳になってまいりますので、様々なところに影響が出てくるものと考えております。

○委員 例えば施設によっては、この余分に得た収入を人件費に回さない可能性もあるのではないですか。

○事務局 おっしゃられる通りでございまして、勤続10年以上の介護福祉士に対して、月額8万円相当となっておりますが、実はこの後に細かい資料も出てきたのですが、勤続10年以上のかたについて、8万円相当のお金を事業所に給付するというので、必ずしも勤続10年以上のかたにこの金額を給付しなさいとい

うふうには、実はなっていないのです。恐らく加算という形で事業所の方は収入として得るようになるのですが、それをどういうふうフィードバックするかというのは、今後の国の制度の決め方、もしくは各事業所の考え方によってくるのではないかと考えております。

○委員 10年以上の人の人数を施設は分かりますよね。その人数割にこれを増やすわけではないわけでしょう。それはまだ分からないのですか。

○事務局 その辺の細かいところは国の方から出てきておりませんので、何ともお答えのしようがないのですが、恐らくそうなるのではないかという大雑把な予測でございます。

○委員 分かりました。耳には良いのだけれども、それが本当に実現するかどうかということですね。

○会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○委員 素朴な質問なのですが、基準月額があって、所得によって0.5から1.75までそれぞれあるのですけれど、細かい0.675とか0.875とかいうところがありますが、端数はどうなるのでしょうか。たとえば保険料月額基準額が5,594円とありますけれど、6円入れて5,600円にして年額6万7,200円になると、0.675とか0.875が割り切れるのですけれど、その辺は別に割り切れなくてもいいものですか。

○事務局 端数の処理の方法がございまして、割り切れなければいけないというものでもございません。

○委員 先程の処遇改善の件ですが、今までも処遇に関わる加算として、3万円程度ありましたよね。それから上乗せの8万円ということですか。

○事務局 加算になるかどうか、今のところまだ分かっておりませんので、はっきりとは申し上げられないのですが、今までの処遇改善加算、例えば介護従事者に対して、月額1万円上乗せしなさいとか、そういったような加算がございましたが、それに関しては上乗せする額の選択として、事業所の方でどの加算を取るか、いくら部分上乗せするかというのを事業所が選択するという方法でございましたので、もしかすると同じように加算する額を事業所が選択して、保険者の方に申請してくる可能性はあると思っております。

○会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは先に委員の皆様方にお送りさせていただいていました素案の方も含めて、総合的にどこでもいいですので、質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようですので、その他について事務局から何かあるでしょうか。

○事務局 まず1点目でございます。この後のパブリックコメントについてご説明させ

ていただきます。パブリックコメントにつきましては、今までご審議いただきました「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画（素案）」について広く市民の意見を求めるものでございます。その中でお出しするのは、皆様に事前配布しました今回の資料1，第6章の部分で数字が入っていないものをパブリックコメントで諮るようになります。これに関しましては、保険料について意見をもらうのではなくて、主に第5章，今回の計画の本体部分について意見をいただきたいということもございますし、保険料案というものは、本市の介護保険条例の中に記載されているものでございまして、坂出市議会3月定例会に議案として上程するものでございます。その前に市民の皆さんに広く出しづらいというもでございますので、実際パブリックコメントに出るのは資料1の形で、先程ご指摘いただきました部分を修正して、載せてまいりたいと思っております。閲覧方法といたしましては、当かいご課とふくし課の方で見ることができるのと、市内各出張所でも見ることができます。また、坂出市ホームページにも載せておきますので、そういったところで意見を募集することになっております。募集期間に関しましては1月17日(水)から2月16日(金)までの1ヶ月間。意見を提出できる方に関しましては坂出市のパブリックコメントの実施要綱に載っているのですが、市内に住所を有する人であるとか、市内に事務所又は事業所を有する人，法人，その他の団体。または市内に存在する事務所や事業所への勤務者，もしくは坂出市の学校に在学する方などとなっております。提出の際の留意事項といたしましては、氏名及び住所を記載していないものに関しては、意見としては扱いません。また電話による意見等の受付に関しては、回答しないという方向で行ってまいりたいと考えております。

2点目についてでございます。この後パブリックコメントにおきまして、根本的に中身を変えなければいけないような事態にならない限りは、この策定協議会に関しましては、今回が最後になります。この策定協議会が終わりました後、計画の目標の達成状況などの分析・評価，いわゆるPDCAサイクルの中のCの部分になりますが、そこを行っていただくために、坂出市介護保険事業計画運営推進委員会を再度立ち上げて、約2年間そちらの方で評価をお願いするようになります。本日お集まりの委員の皆様の中で、何名かの方には、引き続き介護保険事業計画運営推進委員会の委員をお願いすることになるかどうかと思いますので、その際にはどうぞよろしくお願いたします。

その他に関しては以上になります。

○会長

ありがとうございました。ただいまパブリックコメント並びに坂出市介護保険事業計画運営推進委員会についての説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは他にないようですので、次に協議会からの意見として、坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画についての市長への提言の案を取りまとめておりますので、事務局から配布いたします。この委員会として提言いたしますので、少々読み上げさせていただきます。

【提言（案）読み上げ】

提言について何かご質問ご意見等はございませんでしょうか。提言については、事務局から説明のありましたパブリックコメントや、その他の要因により市長等から意見がありましたら、案に修正をかける場合がありますが、修正につきましては、私と事務局に一任いただければと思います。

それではこれでまとめさせていただければと思います。少々修正等があるかもしれませんが、その場合は私と事務局のほうにご一任いただけるでしょうか。

ありがとうございます。それではパブリックコメント実施後、私が代表して市長へ提言書を提出させていただくということにさせていただければと思います。これも今のところ2月19日を予定しておりますけれども、私の方で代表して提言させていただいて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただければと思います。

その他について、事務局から何かあるでしょうか。特にはよろしいでしょうか。それでは他にないようでしたら、本日の会議は以上で終わらせていただきたいと思います。これをもちまして、本策定協議会を閉じたいと思います。

皆様方には1年間にわたりまして、非常に長い間、いろいろご意見をいただき、またこの会も当初よりも1回多く開催させていただくことになりました。いろいろとお手数をおかけいたしました。このように素案、あるいは保険料もまとまりましたので、委員の皆様方には、本当にありがとうございます。

○事務局 真鍋会長、本当に長時間にわたりまして、議長職どうもありがとうございました。お世話になりました。

ここで1点、皆様にお願いがございます。前回もそうだったのですが、保険料の案に関しまして、パブリックコメントにも出しませんので、今回お配りした資料及びその内容については、取り扱い注意ということをお願いできればと思います。

それでは最後に健康福祉部長 木村より皆様方にご挨拶を申し上げます。

○部長 失礼いたします。委員の皆様へ一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

この策定協議会も昨年6月25日に第1回をスタートしまして、本日で第6回を無事終了することができました。保険料、また素案につきましても、本日もご審議いただきまして、素案として形ができあがりまして、本当にありが

とうございます。

本計画は、第6期の事業計画の基本理念であります「誰もが安心していきいきと暮らせる 地域づくり」を引き継ぎまして、これまでの取り組みをさらに推し進めていく計画として作成させていただいております。国では今、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。さらにその先に「我が事丸ごと」の地域共生社会の全面展開を目指して、改革を実行していくとされています。本市の健康福祉部4課は、地域の住民の皆様に密接に関係をもった4課であります。その中で縦割りではなくて、本来の意味でも横のつながりでもって、施策を推進させていただいております。ふくし課におきましては、来年度、第3次地域福祉計画の策定に入っております。この地域福祉計画はまさに先程言いました地域共生社会の中身を盛り込んだ計画になっていきます。4課もそれぞれ事業計画を策定しておりますが、この計画も担当課だけではやはり実現には向かない。横のつながりでもって協力しあっていく中で、実現していくものと考えております。最終的には市長を中心として、本市が進めております「健やかに幸せに生きがいを持って暮らせる健康のまちづくり」につながっていくものと思っております。

最後になりますが、真鍋会長には会の運営だけでなく、常日頃より職員の方のご指導をいただきまして、誠にありがとうございました。今後は皆さんとともに、この作り上げました事業計画を、職員が一つ一つ、作ったからといって棚に入ってしまう計画ではなくて、しっかり実行してまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力よろしくお願いいたします。

本当に長時間ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

○事務局　それではこれもちまして、坂出市高齢者福祉計画等策定協議会を閉じさせていただきます。本当に委員の皆様、長い期間にわたりまして、ご苦勞さまでした。誠にありがとうございました。